

岩手沿岸南部広域環境組合職員互助会に関する条例

平成18年 5月29日 条例第21号

改正 平成24年 5月 1日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、岩手沿岸南部広域環境組合（以下「組合」という。）職員の組織する適切な互助団体の設立を促進し、その能率的な運営を図ることにより、職員の福利増進と服務遂行能率の向上に資するものとする。

(定義)

第2条 この条例において、職員互助会（以下「互助会」という。）とは、この条例の定めるところにより、組合から給与の支給を受ける者で、次の各号のいずれかに該当する職員を除く職員（以下「会員」という。）をもって組織し、互助共済、福利増進の事業を行うことを目的とするものをいう。

- (1) 常勤を要しない職員
- (2) 6月以上の期間を定めて雇用される職員

(事業)

第3条 互助会は、前条の目的を達成するため、療養費の給付及び退職の場合の給付その他必要な事業を行うものとする。

(掛金及び補助)

第4条 互助会の事業は、会員の掛金及び組合からの補助金その他の収入によって運営するものとする。

- 2 会員の掛金は、給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の合計の100分の2.2以内の額とする。
- 3 組合は、毎年度予算の定めるところにより会員の掛金の2倍以内を補助する。ただし、会員の掛金の総額を下らないものとする。

(会長)

第5条 互助会に会長を置く。

(運営審議委員会)

第6条 互助会の適正な運営を図るため、運営審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置くものとする。

2 審議委員会は、会長及び会長が会員のうちから指名する委員をもって組織するものとする。

3 審議委員会の委員長は、会長をもって充て、会務を総理するものとする。

第7条 次の各号に掲げる事項は、審議委員会の議決を経なければならないものとする。

- (1) 規約の制定改廃
 - (2) 互助会の毎事業年度の予算及び決算
 - (3) 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
 - (4) その他会長が必要と認めた事項
- (規約)

第8条 互助会は、その事業を執行するに必要な規約を定めなければならない。規約には、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

- (1) 事務所に関する事項
- (2) 会員に関する事項
- (3) 掛金に関する事項
- (4) 互助会の組織に関する事項
- (5) 互助会の事業に関する事項
- (6) 資産の管理及び会計に関する事項
- (7) 監査に関する事項
- (8) その他互助会の事業執行に関し必要な事項

2 前項の規約の制定、改廃については管理者の承認を受けなければならない。

(職員及び施設の利用)

第9条 管理者は、互助会の運営に必要な範囲において所属の職員をして会務に従事させ、又はその管理に係る施設を互助会の利用に供することができる。

(監督)

第10条 管理者は、互助会の業務を監督し、必要な報告を求めることができる。

2 管理者は、毎年少なくとも1回互助会の資産及び会計について監査しなければならない。

(事業の委託)

第11条 第3条に掲げる事業に係る事務は、厚生事業を行う一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構等に委託して行うことができる。

2 前項の規定により委託する場合には、第5条から第8条まで及び第10条の規定は適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年5月1日から施行する。